

2長社第7002号
令和2年11月12日

各高齢者施設等管理者 様

長崎県福祉保健部長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(依頼)

高齢者施設等におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じたうえで、事業を継続していただいております。感謝申し上げます。

さて、全国的に感染が発生する中、クラスターと認定される事案も多数発生しているところであり、今般、北海道札幌市の特別養護老人ホームにおいてクラスターが発生し、入所者・職員あわせて50名を超える感染者の発生が報告されております。

各施設におかれましては、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」(令和2年4月7日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡、令和2年10月15日付け一部改正)や、県が令和2年9月1日付で通知した「新型コロナウイルス感染症発生時の福祉施設(入所系)の対応」等に基づき、感染防止対策にご尽力いただいているところですが、感染した場合の重症化リスクが高い高齢者の方々の支援を担っていただいていることを踏まえ、改めて、施設等における感染防止対策の徹底を図っていただきたいと考えております。

つきましては、特にご留意いただきたい事項について、下記のとおりお示しますので、これらを踏まえた取組を徹底していただきますようお願い申し上げます。

記

1. 職員が感染源となることのないよう、各自出勤前に体温を計測するとともに、体調に不安がある場合には出勤を行わないことを徹底すること。特に、本人は大丈夫であると思って出勤し、そこから感染が拡大しないよう、体調に不安があれば、速やかにかかりつけ医等に事前に連絡した上で相談すること。また、管理者は、日頃から職員の健康管理に十分留意するとともに、職員が職場で体調不良を申しやすい環境づくりに努めること。

2. 感染防止に向けた取組を徹底する観点から、施設における感染防止対策の再点検を行い、職員間の情報共有を密にすること。この際、県が提供しているチェックシート等を有効に活用すること。
3. 無症状又は症状の明確でない者から感染が広がる可能性があることに留意し、マスクの着用、咳エチケット、手洗い、手指消毒等の一般的な感染症対策や、人と人との距離をとるなどの対策を行い、常日頃から予防に取り組むこと。
4. 上記の取組を行うにあたっては、県が提供する、職員や入所者の健康管理を支援するための健康管理アプリ「N-CHAT」や、新規入所者の入所前のPCR検査に対する助成事業等を有効に活用されたいこと。

なお、県の感染症対策や、国の通知等について、随時、県のホームページに掲載し、メールマガジン等で周知していますので、下記の長崎県ホームページによりご確認いただくとともに、メールマガジンの登録をお願いします。

(掲載箇所)

長崎県ホームページ 組織で探す 福祉保健部・長寿社会課 長寿社会課から事業者の皆様へのお知らせ インフルエンザ対策・熱中症予防・感染症対策など 新型コロナウイルス関連肺炎

<http://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/koreisha/jigyousya-oshirase/taisaku-jigyousya-oshirase/>

担当 長崎県福祉保健部長寿社会課 施設・介護サービス班 福田 TEL 095-895-2436 FAX 095-895-2576
